

国立大学法人東京外国語大学授業料 の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の 免除取扱規程

〔昭和35年10月 1日〕
制 定

改正 昭和40年 4月 1日 昭和42年 8月10日
昭和48年 1月10日 昭和50年10月 1日
昭和51年 7月20日 昭和52年 7月 5日
昭和53年 7月19日 平成元年 2月 1日
平成 4年 4月30日 平成 8年 1月 9日
平成 9年 2月14日 平成10年11月11日
平成13年 2月28日 平成15年 4月30日規則第29号
平成16年 4月 1日規則第90号 平成21年 3月31日規則第73号
平成24年 3月27日規則第74号 平成26年 4月 8日規則第39号
平成27年 1月27日規則第 2号 平成27年 3月27日規則第93号
平成29年 3月21日規則第33号 平成30年 3月13日規則第 4号
令和 2年 3月26日規則第46号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京外国語大学学則第55条第2項又は国立大学法人東京外国語大学大学院学則第46条第2項の規定による授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(授業料の免除)

第2条 本学の学部及び大学院の学生（以下「学生」という。）であって、経済的事由により、授業料の納入が困難にして、学業優秀と認められる場合は、各期分の授業料の全額、半額又は一部を免除することができる。

2 前項により、免除を受けようとする者は、前半期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）又は後半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに公示する期日までに、別に定める様式による授業料免除願に次に掲げる書類を添え学長に申請しなければならない。

(1) 家庭調書（所定の様式）

(2) 所得証明書

(3) その他本学が必要と認める書類

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

4 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料減免の取扱については別に定める。

5 東京外国語大学特別授業料免除制度の取扱については別に定める。

(入学料未納の場合の授業料免除)

第3条 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、並びに半額又は一部の免除の許可を受けた者であって、所定の入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合において、授業料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

(休学の場合の授業料免除)

第4条 休学を許可し、又は休学を命じた場合は、月割計算により、休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし、徴収すべき期が前半期においては4月30日、後半期においては10月31日までに休学の申請をした者に限る。この場合において、休学を許可した期間の最初の日が月の初日である場合には、「休学当月の翌月」とあるのは「休学当月」と読み替えるものとする。

（死亡等の場合の授業料免除）

第5条 死亡又は行方不明若しくは授業料未納のため学籍を除いた場合は、未納の授業料を免除することができる。

（退学の場合の授業料免除）

第6条 第7条又は第8条の規定により、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可している者に願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学当月の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる

（授業料の徴収猶予）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、当該年度を超えない範囲内において授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的事由により、納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められるとき。

(2) 行方不明のとき。

(3) 学生又はその学生の学費を主として負担している者が災害をうけ、納入期限までに授業料の納入が困難と認められるとき。

(4) その他やむを得ない事情があると認められるとき。

2 前項により徴収猶予を受けようとする者は、前半期分は4月30日まで、後半期分は10月31日までに、別に定める様式による授業料徴収猶予願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。ただし、前項第2号による場合は、本人に代るべき者が申請するものとする。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

（授業料の月割分納）

第8条 やむを得ない事由により、授業料を2期に分けて納入することが困難な場合は、月割分納にすることができる。

2 前項により月割分納にしようとする者は、前半期分は4月30日まで、後半期分は10月31日までに、別に定める様式による授業料分納願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

4 月割分納の許可を得た者は、毎月10日までに授業料年額の12分の1を必ず納入しなければならない。ただし、4月分及び10月分の納入期日については、そのつど指定する。

（寄宿料の免除）

第9条 死亡又は行方不明若しくは授業料未納のため学籍を除いた場合は、未納の寄宿料を免除することができる。

（入学料未納の場合の寄宿料免除）

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、並びに半額又は一部免除の許可を受けた者であって、所定の入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合において、寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害等の場合の寄宿料免除)

第11条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して、6ヶ月間の範囲内において、学長が必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項により免除を受けようとする者は、災害発生後速やかに、別に定める様式による寄宿料免除願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

(経済的理由等による寄宿料免除)

第12条 学生又は学資負担者が経済的に困難をきたしていると認められる場合又は国際交流会館の運営に貢献している者の寄宿料の一部又は全額を免除することができる。

2 前項により免除を受けようとする者は、別に定める様式による寄宿料免除願に必要書類を添えて、学長に申請しなければならない。

3 前項の申請があった場合は、選考の上、学長がこれを許可する。

(選考機関)

第13条 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納の選考並びに寄宿料の免除の選考は、学生支援マネジメント・オフィス会議の議を経て、学長が行う。

(許可の取消)

第14条 第2条、第7条又は第8条の規定により授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を許可された者が許可の決定後、その事由が消滅した場合は、学長がこれを取り消す。

2 この規程の定めるところにより免除、徴収猶予又は月割分納を許可した後、その申請に虚偽の事実が判明した場合は、許可の日にさかのぼり、学長がこれを取り消す。

(経過措置)

第15条 第2条第1項に規定する授業料の免除に申請できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学院学生

(2) 令和元(2019)年度以前に入学した学部学生

(雑則)

第16条 授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除取扱に関して、この規程に定めのない事項については、学生支援マネジメント・オフィス会議の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和35年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年8月10日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和４８年１月１０日から施行し、昭和４７年１０月１日から適用する。

附 則

この規程は、昭和５０年１０月１日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

附 則

- １ この規程は、昭和５１年７月２０日から施行し、昭和５１年４月１日から適用する。
- ２ 昭和５１年３月３１日に在学する者（昭和５１年４月１日以後において、これらの者と同一年次に転学、編入学又は再入学した者を含む。）に係る昭和５１年度以後における免除の取扱いは、なお従前の例による。ただし、改正後の取扱規程第４条及び第１２条により免除を行う場合は、この限りではない。

附 則

この規程は、昭和５２年７月５日から施行し、昭和５２年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、昭和５３年７月１９日から施行し、昭和５３年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年２月１日から施行する。

附 則

- １ この規程は、平成４年４月３０日から施行し、平成４年４月１日から適用する。
- ２ 改正前の規程第１条及び別紙様式１から別紙様式５までについては、平成４年３月３１日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- １ この規程は、平成８年１月９日から施行し、平成７年４月１日から適用する。
- ２ 改正前の規程第１条及び別紙様式１から別紙様式５までについては、平成７年３月３１日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成９年２月１４日から施行する。

附 則

この規程は、平成１０年１１月１１日から施行する。

附 則

この規程は、平成１３年２月２８日から施行し、平成１３年１月６日から適用する。

附 則

この規程は、平成１５年４月３０日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月８日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除取扱規程の規定は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２７年１月２７日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。